東京都立大学

生高之内ニ一生リシ事ハ
停止ニ至リ中ニ生ニ年生ニ高ニ
以来夜中ニ至ニ如何事
以上
和九月

享保九甲辰年二月吉日

一 米穀ヲ無之和諸色直段高ニ
付諸人難渋ニ及ヒ候ニ御戸
京大坂ニ至ニ堀ニ外ニ行ニ而
おひしく町中ニ於ニ弱ニ取紙ニ被
ニ於ニ日ニ出シ候ニ諸国ニ
作リ如ニ諸色ニ料ニ代ニ支和ニ
元服ニ至リ破人賣買人ニも
此味ニ至ニ市元ニ至ニ服ヲ直ニ賣出
以ニ於ニ意ニ受ニ中ニ付事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

七月

享保十五庚戌年八月

所々城ニ詰置候米、城米と唱
来候得共、向後御用米と唱可
申候、右御用米替之儀ハ流来候
之割ハ、元ノ通たるへく候
右之通被仰付、御用米たるへく候
右之趣可被相触候

八月

享保十六辛亥年八月

近年米穀下直ニ付、江戸表ニおいても
以之外米穀高直ニ付、諸業ニ相離
并春米屋とも、手前商売無之、難儀
仕候ニ付、米高直ニ相成候様ニ候得共

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

享保十七年子年十月廿日

今年は関東以外作毛宜方しよし和
叩り曽西し知行所ゟ年も無来候
其所程ハ多く其中作ハ以上

子十月

右し無万石以上て無弱

享保十七年子年十月十四日

此年五万石弱ハ諸河之河之河尾法
伊勢之堂ヶ科和所とり其辺り以御
年貢并武家扶持方来し和ハ浦
賀ゟし江戸入居ゟ置ゟ其弱ハ
行とも解来し知ハ所以来其通
答ゟ以百てゝ行きて
右し此万石以上面ゟ下ゟ其弱

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

子十二月

享保十七 壬子年十二月廿六日

一 知行米賣上分ハ上中下米し穀
數半作手和米ハ添自分し名
畫作所勘定ハ和にて差加申し

一 江戸屋敷并和市まし下ハ知行和ニ
まし米ハ毛賣しらへ申ハ年ニ理業付
てハ其所勘し申し

一 米直段し物ハ毛時しし問屋ハ物
とり高直ニ買上ハ米直段ハ勘
定ハ此事ハ無し也

一 以賣上米し法を以草以花ハ納
下中ハ但運賃を地所し刀用し積り
たるべし申し

一 米和持ても賣上ハ申しくと御
分ハ稀手次第たるべし申し

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

旅河
信濃
美狹
陸奥
出羽
加賀
越中

以料和能に下ち知る所
越後
越前
能也

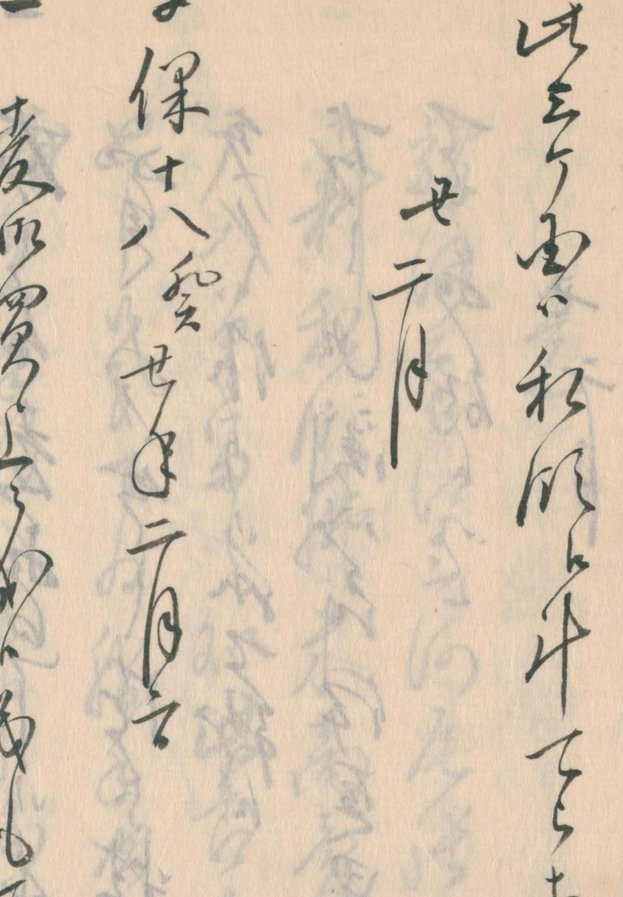

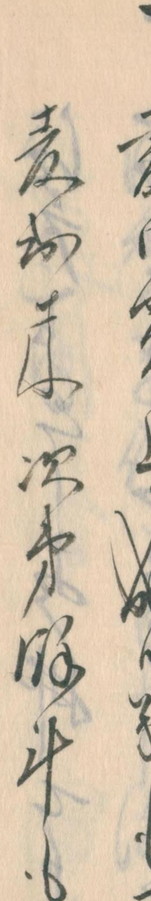

此三ヶ国に和能に中下ち知る所以也

廿二月

享保十八癸丑年二月吉

一 麦所買上ゟ前ハ前も下ゟ有し方新
麦物来次第解斗も有し以て

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

廿二月十六日

享保十八癸丑年五月廿日

一 大坂米相場上り以来小田以外米
之儀先達之相達之通り大坂表
江深相下拂下申候

一 小田以外之麦以買上之儀等
和法義相上下冒麦も下加減大坂
以是又相上拂下申候以料和所
町五日之下申候事
右之通下之相觸之以上

廿五月

享保十八癸丑年八月

以当地より上方へ米相上し以後町
奉行所へ町中和浦賀奉行まゝ

下申事

但し悪米ハ運上不長分ニ而米ニ
取ニ准し其無ニ下買請ハ万一正
米我悪米しよし中まきたかし
下直ニ買請ハ是まし賣
主より急ハ反下申ハ此味と上
下ニ知ル事

一 当十月十四日より買請米高賣後
米高ニ十月切ニ月出所本行業
付長ニ知し運上ニ賣後ニ月より中
一ケ月ニ来ニ下ニ細ハ事

一 金高ニ付米ニ無不買事以上ニ買更
以ハ不及運上ニ以ハ賣ニ
売所ニ應し種子ニ次第ニ大ニ つきニ更
但賣売所より買売所ニ別下
売ニ買請ハ以ハ味細ニ第下ニ
知事

一 右運上ニ申付ニ御法ニ書ニ付と而得十

一 分て買入候とも不苦候此米出所
不念因ハ何レ之も差支候間
其手ニ直段買方不申事
一 買米之儀ハ候ニ付万一買請申
米屋共ハ申ましく拝借致候ハゝ
勘弁義次第ニて米売買之事
承り所ニ而申間敷事ニ候
免ゝ前以申付候ハゝ不申ハ如何之事
此ゟ相廻候様可為申出事

つき米

一 江戸大坂米直段よろしく相成候
候ハゝ例之通り致候ニ米高
多少ニ拘らず可申出事
一 大坂之米相場ハ諸色直段も大体
相定候例ニ拘り米高多
少ニ拘り可申出事
一 右ニ付江戸大坂米直段下落
致候ハゝ諸品ともに米直段

宜く賣買て仕る事
右之通急度相尋来賣買て
仕
右之通相弱ニ案ニ而右之通相尋料
此代費私料ハ地所ニ而相弱者
之年ニ
卯十月

享保二十二卯年十月九日

先年ニ而相弱ニ金ニ而来ニ而来ニ而
以上ハ上来ニ而相弱ニ以上ハ下来ハ
三ニ石四斗以上ニ買請ニ而相ニ而
右直段ニ而下直ニ買請ニ而先
年ニ而相弱ニ而下ニ買ニ而来ニ而
以中来ニ右之来ニ而三ニ石四斗以上ニ
来ハ三ニ石四斗以上ニ直段ニ而

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

金子代にも来る直ニ御演に面
とすれば御ゆへに河岸八丁
に来面とも此定直所とあり
拂は御ゆへ縁手にも下御所へ服く
御對候以ていぶ事御私にも
来直所に隙り以ゆへ自今河岸八町
にその人賣渡る様下致に
右之金向にて下御達に

卯十一月

享保六年 卯年十一月廿八日

武士才松来立方商来ともに当地
まで御拂は前に右来のとく河岸
八町堀江町小網町来面とも入り
交買に以ゆへ右の外来面おへ
御私中当地事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

て和物やとゝ以て其も誤義しと云ふ
屋りこれし和とするこ取り米屋とも
例しを屋り豊田ふ段は形のまゝに
て其次第入れし米も豊田ひ中へ
くはとても今まで此ゝるは古かく
我買立て申候ゝ不知ゝ百十
二月五日より上米一石二斗五升以
上下米一石四斗五升以上也
未定メ夫より限し未来中年
其以前以上て其様にむ市限上り
以前にて其時ゝ条ゝ古今ゝ
其以後米屋とも精知し格別儀
数買ゝ田の間ゝ市限も上り
平ゝ前し市限或元市限に用ひ
猶手次第市組いし賣買ゝ
て申付年
一例手友市江戸大坂に小田原名
要し米入は此年豊ゝ年に米

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

享保年乙卯年十二月十六日

河岸八町場江町小網町来自とも
才ニ米無滞為買ニ百来ニ廿四日
まくしたる知行不来繰手次第てらお
拂車
右ニ活十二月十六日町奉行大急銭
為当ニ中少々

元文元丙辰年正月十六

例年大坂ヘ山田ヘ夏ヘ町小田ヘ来
四月ニ落たり入津貢買いたし
江とも当年七六月たり入津ニ在
てらお御行ニ俵海ニ成迷速
難斗てたしに買ニ前六月以前大坂
ニ着新ゆとも正来并物手とも平
商賣ニ六月分て仕

一 江戸ニて買置之儀も有之候得
共以後ハ可為無用
右之通両替見世付候もの者也

辰正月

元文二丁巳年

巳米納月之覚

一 関東并伊豆之国々ハ例年九月
より十二月中限ニ米方皆納
皆済可致事

一 甲州米ハ十月より翌二月限リ江
戸請府甲府御蔵納皆済可致
事

一 奥州米ハ十月より翌正月限リ
江戸御蔵納皆済可致事

一 羽州米津ハ当年中不残船積いたし
四月中残らず出帆可申付事

一 海岸之分ハ十月ニ取積り候上翌正月
迄ニ取立江戸御勘定所ニ皆済可
致事
一 鯨漁猟并雨露海面積り
分ハ二月中ニ取立可申 尤も
中海之分ハ当分御年貢米迄ニ取積
以上四月中ニ取積済ニ取可
致事
一 御蔵前米二條大坂請ニ而九月分
十二月中ニ取立江戸御勘定所ニ皆済可
致事
一 中田米二條大坂請ニ而十二月迄
ニ取立名主共ニ而当分ニ取立候
御年貢米迄ニ取積り候ハ十二月ヲ限り
江戸御勘定所ニ皆済可致事
但江戸ハ也上方ハ翌正月限り
江戸御勘定所ニ皆済可致事
一 其後米ハ三月中ニ取立名主共ニ

以前入津御才男迷和積いたし
三月中殘らず御花納皆濟てゝ致
事

但江戸巴右同所
右之通急度御花納てゝ致ハ

延享元甲子年九月十二日
町奉行所ニ於ケ申渡ハ覺

一 江戸ハ町米屋米御買上ハ百上中
下三長ニ御買上ハ御家ハ御
拂下申ハ事

但御買上ハ或江戸斗ニ至ケ
日本六千六ケ国ニ御買上ケ
ハ

一 只今まゝ異事ニ浪人庶民
外ニ者ニも上り花者請合借金分
曾ニ松中百姓ニ事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

寛暦十二年正月四日

松平右衛門殿

松平掃津守殿　以後

大目付

以目付ニ

大坂表諸家蔵屋敷松米之義

思慕米高之外無米之事

其高米ニ付ニ過米之切手紙出し

其松思慕米前合ニ付ニ而當ハ右

過米切手之分買之以前之ニ付

其中正米無限并自餘之切手米

賣買之者ニ付ニ而ニ付ニ付

以後ニ以米右雖之無米過米之

半ニ付ニ賣買以ニ以後之停止

以來無言無及下者當遣犯之

ともかゝるに松ひてハ下ニ出事

者也

十二月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

天明三 癸卯年十二月十七

於御勘定所城語巳来ゝ被ゝ
御仕ゝ者 東井 鍬ゟ中 後ゝ連中
名ゟ 兼名ゟ

一 弐万石ゝ内 一万三千七百四十石
丹伊掃部殿

一 壹万石ゝ内 三千四百三拾六石
松平 [illegible]

一 壹万石ゝ内 六千八百七拾弐石
松平 [illegible]

一 日 六千七百七十七石
山[illegible]原左京左美

一 日 六千八百七十四石
[illegible]井 [illegible]

一 三千石ゝ内 弐千六拾弐石
松平 [illegible]

一 五千石ゝ内 三千六百四拾九石

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

水戸長と打監

一 三ノ丸ヘ出 　 刻ノ六ノ打ル石

本多中務大輔

一 三ノ丸ヘ出 　 刻ノ九十石

石川日向守

一 五ノ丸ヘ出 　 三ノ曽三十六石

本多 千吉

一 三ノ丸ヘ出 　 刻ノ六ノ打ル石

昌朝堂濃守

一 刻ノ丸ヘ出 　 千三百七打ル石三斗

稲坂清務守

一 三ノ丸ヘ出 　 刻ノ六ノ打ル石

松平伊豆守

一 刻ノ丸ヘ出 　 千三百七打ル石三斗

本多伯耆守

一 日向 　 日向

永井日向守

一 千石ヘ出 　 六百八拾七石

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 三ノ子石
一 子石
一 子石
一 五ノ子石
一 子石
一 弐万石

五ノ石 三ノ鴻
旗ノ石 蒲原
江ノ石 永原
甲府
行ノ石 伊東
江ノ石 大津

都合拾弐万四ノ子石

天明三ノ癸卯年十二月

諸国地体米

一 壱万石 堀良渡
一 三ノ子石 泉良岩和田
一 壱万石 橋良瓦ヶ崎
一 弐ノ子石 丹波福知山
一 三ノ子石 丹波笹山

稲葉丹後守
岡部豊後守
松平壱河守
杉木土佐守
青山因性守

一 弐千石　丹波龜山　松平紀伊守
一 三千石　石見濱田　松平周防守
一 壹万石　播州姫路　酒井雅楽頭
一 三千石　播州明石　松平右衛門
一 六千石　播州立雅　稲垣主殿
一 五万石　豊前小倉　小笠原右近將監
一 壹万石　紀州唐津　土井大炊頭
一 三千石　紀州綿原　戸田能登守

一 五千石　紀州大村　大村源五郎
一 五千石　紀州平戸　松浦紀州守

貞享三寅年分新規

一 千石　豊後杵築　松平市正
一 三千石　豊後府内　松平主殿正
一 弐万石　江州彦根　井伊掃部頭
一 五千石　江州膳所　本多下総守
一 三千石　江州水口　加藤伊豫守
一 五千石　筑後大垣　戸田采女正

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 千石 [illegible]村 松平能登守
一 弐千石 [illegible]加納 安藤對馬守
一 壱万石 [illegible]山 阿部伊豫守
一 三千石 [illegible] 稲垣摂津守
寛文元七年分新規当時千五百石
一 壱万石 伊勢桑名 松平下総守
一 三千五百石 伊勢亀山 石川主殿頭
一 三千石 三河[illegible] 永野監物
一 千石 三河西尾 三浦主斗頭
寛文元七年分新規
一 千石 三河刈谷 土井伊豫守
一 三千石 三河吉田 松平伊豆守
一 三千石 遠州濱松 松平豊後守
一 弐千石 遠州掛川 本田摂津守
一 弐千石 遠州横須賀 西尾隠岐守
寛文元廿年分新規
一 弐千石 駿州田中 本多伯耆守

一 七千石 松田出雲守 大久保出羽守
寛文元年七月 卯千石 増
一 三千石 武田川越 秋元但馬守
一 卯千石 上田高崎 松平周防守
一 三千石 上田鹿橋 松平大和守
右同所
一 卯千石 下総古河 本多中務大輔
一 卯千石 下総佐倉 堀田相模守
右同所
一 卯千石 下総関宿 久世出雲守
一 卯千石 武田岩附 永井伊賀守
一 五千百七拾石 下野宮津宮 松平吉千 [illegible]
一 千石 下野古田原 古田原光弾守
一 千石 信州川中島 岩田伊豆守
一 卯千石 信州松本 松平丹波守
一 卯千石 信州小室 牧野内信正
一 卯千石 信州上諏訪 諏訪周防守
一 千石 信州飯田 堀又七郎

一 三千万石　越後高田　榊原式部藤

一 五ノ千石　奥州白川　松平越中守

一 三ノ千石　奥州武蔵　丹羽美狂守

一 七ノ千石　奥州会津　松平亀之助

一 四千八百六拾石　出羽山縣　松平和泉守

一 千石　出羽上山　松平山城守

一 三ノ千石　武州恩　阿部光弥守

一 五ノ千石　大和郡山　松平芸濃守

一 三ノ千石　按州高槻　永井近江守

一 ノ千石　下野壬生　高居伊賀守

寛文元年十月新観

熊城数六拾四万城

来高合三拾八万弐千八拾石

天明四甲辰年閏正月十九日

酒井右見守殿ヶ後

四国付ヘ

当時来穀古ノ所高古ノ年来穀致

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

四月

右之如下之如朝日

王明四年庚年十一月十七日

酒井右兄弟敬以後

以同升日

大坂表拂米切手以締之たる後

藤維厳助切手改為帯役中後為

以板以往下後も給費切手左之

以板才等之事件類文以升才之

縁云卯十月諸家一統朝重若者

以愛右以升之因拂米切手之勿

論調達切手以維厳助加印致候

縁且巳長米者之言米方年行

同共立合儀数改以縁其拂米掛

ケ札入札等之度毎所年行所以

所以縁不諸家之因多分若支之中

立者之如其中之縁之如も多く

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

右之積

但米買方より差出候之の
札ニ而ハ事済ニ付米手形大坂
町奉行へ早速買主共へ
相渡ス

一
廻米并ニ蔵米方年行司立
会所ニ而数取ニ候処此度書付を以
受取候ニ付右廻米高一ヶ月限
り大坂町奉行所ニ而可相渡候ハ

一
掛米掛ヶ札の札ニ而渡し候て差出
ニ而渡候書付を以て可致計
請取掛米高一ヶ月限り大坂
町奉行所ニ而相渡候ニ付大
坂大坂町奉行所ニ而申付
小前ニも大坂町奉行所ニ而相渡
町方ニ而相渡候大坂廻米高
減ニ付ニ御買米ニ付御
差出候様被仰付候由御論

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

附札

右之通可被心得候

八月

天明六丙午年九月十九日

酒井石見守殿ゟ渡

織田心得池川〻様

中野之

与市

右之者儀山薮ニ生候草薢之
苦味有之候粉ニ製し方左之食物ニ成
粉ニ致し割麦ことく製し
寸ハ米麦等交せ食ニ成候
毒無之候故市中五日之吟味し
上ニ在方助ニも可相成事ニ候
山草薢之儀問屋株豊場産ニ
俵し京大坂其外国々ニも右
対し不足出店并売物買払之右製法

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

之御宮ニ御法藏雜角助ニ
来切手段ニ無常役中後ニ取
以前ニ御所ニ要ニ以陳し後ニ
絶角助来切手ニ取ニ當ニ上切手
段無常役
御免中後ニ宣て
ニ得年意ニ
右之ニ御ニ下ニ御
十一月

天明七丁未年六月三日
去回御法事角以後
以同代
世上此ニ来穀拂底ニ付諸人
及困窮以ニ自
公御ニ也ニ御ニ御ニ御ニ
此節所方強ニ出ニ成以ニ自ニ所
人民恐以ニ来穀賤居以ニ者也

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

以風雪之者稍有之改し者若是
たとへ武家方能り来し雨中其
紀ことに家により所ことにしたもあれ意度
所智ことに仰付く
有しこれ下の所に

天明七丁未年十月

所觸

一 米穀を人の命にかゝりけれ
て世ことに大切なるものは山海に
少なりけるを惜きぬ高年一夜を
ぬきにて米にかくけるも粮又たらさる
時を餓死にも下段に続て要米屋に
しる内賣て米穀高直なれば不
時し利を得ける事をしたるに下
こし難儀に及ぶ事を厭と示す
其のもまたしけれ通告りければ同長

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

新令し以往退て以往味ら
御仕事に以前の米穀人賣米酒
隨意に增減し或制禁之上
其方を犯者は以法令
御仕事に令し有者は致
其の於令し其代貴賤不平
料を以給し諸出り得ざる下々
不及難困極遂に味を致候
不足候不和并中合和集粮藉

一

雜し或於令し統業に御子付
恩以不命し至に以習是又嚴科
下令　御仕以方に下々に
深き中事不心得遺憾に極可
致事

一　米賣并酒隨意に增減し不致
者は嚴敷可致味は堅誅出
上に相以厚く取乳難候者は
可致以方一下々心得違不致

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

念しの助て之を及ぼ御法に
有之日万石以上之者御留百万石以下之
者有之准し其斗して中者ハ御留
正月

天明八申年正月廿六日
御野田羽書殿御演

大目付へ

一 毛之米穀ノ賣酒隠造増造
等し不埒ニ之以御もれの法から
米直段ニ相当及難儀に乗下ニ之
之の有難し者に遺相会分勢
相集穀屋酒屋ニ而ハ家居ニ
狼藉致に新ニ之以外迄ニ此味
之 御手に車ニ者新ニ米穀ノ
賣酒隠造り増造ニ之ハ其穀

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

是ニ於テ此度無ニ之ヲ作リ
ニ申酒造減ニ於テ此味方少殿
数ニ申付以給ニ於テ殘ニ方ニ無リ
人数減ニ内ニ供立人数ニ於テ
減ニ於テ此ニ苦ニ於テ減方ニ於テ御ニ
方ニ自ニ於テ御ニ

七月

天明八戊申年七月十五日

松平銭中守殿ニ渡

大目付ニ

壬年凶作ニ於テ續米價高ニ於テ其ニ去
年作毛豆ニ於テ得ニ一作ニ渡ニ付
下ニ於テ續難渡ニ復ニ下ニ於テ
其ニ於テ御ニ以テ米穀融通宣ニ得
其下ニ渡ニ安ニ而ニ付ニ於テ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛政元年九月十七日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

大目付に

一 國米之儀御分米毛損ニ付ニ分
其年國米ニ不及事
御ノ手御勤に面々其年分
三ヶ年之間國米ニ不及事
但右條いつ米も年延ニ五ヶ年
都合高ハ國ひ下ニ付ニ其用捨ニ不
及年ノ事ニ思ひ國ひ以其是文
猶手次第之事

一 國米之儀成丈ケ粮ニ下ニ諸事
粮ニ無之分ニ年ニ諸ニ下殘事

一 未成年より國に粮ニ云
御知ニ付ニ當年より國に俄是文
猶手次第之事ニ付ニ其年限ハ五ヶ
年間粮ニ事

一 國花ハ其所支迷惑之儀も有之
向當ニ花鋼ニ云殘有面ニ其年ニ
下ニ有間ニ御花御名文無之時ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

御安心し候ハ　旦ハ天下し用
度ニ為當ニ苦き事論し或ハ御邑
非常ニ苦キ所ハ法し程も有
し候ハ條一統苦儉ニ用方拵
其用候向等皆ニ不心掛ハ
百九月

寛政元己酉年九月十八日

京極侍郎守殿所後
所目付ハ
世家万石以上ニ面ニハ国来し或
別紙ニ無ニ　御知ハ知行事し
分ニ平所色非常ニ為ニ為ニも為ハ
国穀ニ於ニ事し度候ハ時ニ天下し
所候ニ者當ハ候ニ所ハ別ニ事ニ為
ニ万石以下ニ為も右所ニ諸意を以
国来仕度心底ニ有ニ稽ニ事し

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

黒田所
板倉屋
徳三郎
初井所三十四
上総屋
幸太郎
同所
増田屋
新助

右之者共後病氣相し中立を以て
後来之事引請居以株高之分
仲ヶ間内に未新一躰勤切に
等閑に付納宿株式之放中付ん
源川蛉所
近江屋
喜右衛門

右喜右衛門後所迄米納方引請
中に在右御用向者勤以内教

此勤定不此用年之所人とも同様
其如何時ニ申後
右之此今般松平越中守殿尚
之上更之ニ申後ニ召出候及此年ニ
成九月

年月日ニ知

所之御城米差城付ニ来ル

一 六ノ五石　阿部豊後守殿　武州恩
内　五百石　寛文元年ニ増
三千石　貞享二年ニ増

一 六ノ五石　松平伊賀守殿　同雲州府
貞享三寅正月廿日所代
内　五ノ五石　寛文元年ニ増

三千石　貞享二丑年分増

一　六千石　松平伊豆守能　同　川越

内　千五百石　同　所

三千石　同　所

一　八千石　大久保加賀守能　松平山田原

貞享三寅年正月廿日下戌

武千石　同　所

内　千石　同　所

一　六千石　松平新四郎能　下総土古河

貞享二丑年下戌

内　武千石　寛文元丑年分増

三千石　貞享二丑年分増

一　四千石　戸田山城守能　同　佐倉

寛文元丑年分新規

内　武千石　貞享二丑年分増

一　四千石　牧野備後守能　同　関石

寛文元丑年分新規

一　五千石　酒井河内守能　上田藩橋

寛文元丑年分新規

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

内　訛ノ事ニ　貞享二丑年ニ増

一　四ノ事ニ　安房對馬守殿　同上　高崎

内　訛ノ事ニ　貞享二丑年ニ増

一　七ノ事ニ　下野上宮整

内　訛ノ事ニ　貞享二丑年ニ増

一　千石　古田原備前殿　同上　古田原

一　訛ノ事ニ　三浦志摩殿　同上　仁生

寛文元丑年ニ新規

内　千石　貞享二丑年ニ増

一　訛ノ事ニ　松平周幡守殿　常陸上土浦

延寶六年ニ年ニ代ル

内　千石　同所

古拾三ヶ所ニ急ニ御用ニ付キ早速送人

遣送仕ル分

一　三ノ事ニ　古田按摩殿　豫州岡中

貞享元子年ニ代ル

内　ノ事ニ　同所

一　四ノ事ニ　井伊信濃守殿　遠州掛川